

證 明 書

自分、林總督は、外務省文書課長の職に居る者なるところ、左記の公文書は現在外務省に保管してゐないことを證明する

記

一、日獨伊條約交渉に關し、一九三九年伊藤達史氏をして伯林大島大使の許に持参せしめたる政府訓令。

二、一九三九年八月二十日大島大使發外務大臣宛大使兼任に關する電報

三、日本の對ソ戰參加拒否に關する一九四三年外務省發大島大使宛電報

昭和二十二年十一月十一日 於 京 林

林

右署名捺印は自分の西前で爲された。

同日 同 所

立 會 人

清 部 隊 長